

# 一般社団法人 宮崎県介護支援専門員協会 日向・東臼杵ブロックネットワーク 規約(案)

## (名 称)

第1条 本会は、宮崎県介護支援専門員協会 日向・東臼杵ブロックネットワーク(以下「日向・東臼杵ブロックネットワーク」という。)と称する。

## (事務局)

第2条 日向・東臼杵ブロックネットワークの事務局は、委員長が別途定める。

2 日向・東臼杵ブロックネットワークの事務を処理するため、事務局に委員長1名、副委員長2名、書記2名、会計1名を置くことができる。

## (目 的)

第3条 日向・東臼杵ブロックネットワークは、介護支援専門員の職業倫理の向上、介護支援専門員に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、介護支援専門員の資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、もって日向・東臼杵の地域住民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第4条 日向・東臼杵ブロックネットワークは、一般社団法人 宮崎県介護支援専門員協会(以下「県協会」という。)の地域組織として、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の資質向上に関する事業
- (2) 介護保険事業の普及啓発に関する事業
- (3) 日向・東臼杵地域の介護サービス関係者のネットワーク作りに関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## (会 員)

第5条 日向・東臼杵ブロックネットワーク会員は、県協会会員で組織する。

## (役 員)

第6条 日向・東臼杵ブロックネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 1名

## (役員の仕事)

第7条 委員長は日向・東臼杵ブロックネットワークを代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐して、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。但し、再任は妨げないものとする。

2 補欠又は増員により就任した役員は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 前各号の規定にかかわらず、役員は、就任または任期满了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成し、年1～2回開催する。

2 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1)事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
- (2)収支予算の決定及び収支決算報告の承認に関する事項
- (3)規約の改廃に関する事項
- (4)その他 日向・東臼杵ブロックネットワークの運営に関する重要な事項

(役員会議)

第10条 役員会議は、日向・東臼杵ブロックネットワーク役員をもって構成する。

2 役員会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会において委任された事項
- (3)その他委員長において必要と認めた事項

(経費)

第11条 日向・東臼杵ブロックネットワークの運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(年度会計)

第12条 日向・東臼杵ブロックネットワークの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第13条 この規約に定めのない事項が生じたときは、委員長が決する。

附 則

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。